



## 毎年度貸借対照表の公告が必要です

- 毎年度、**貸借対照表の公告** が必要です。(貸借対照表の公告がなされない場合は、過料が課されることがあります。)
- 事業報告書等を提出しただけでは、**貸借対照表の公告を行ったことにはなりません**。
- 貸借対照表の公告方法は **定款で定める必要** があります。
- 貸借対照表の公告方法は、①官報、②日刊新聞紙、③電子公告(内閣府 NPO 法人ポータルサイト・法人のホームページ) ④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置、の4種類から選択できます。(詳細は裏面をご確認ください。)
- 貸借対照表の公告期間は公告の方法ごとに違います。官報掲載、日刊新聞紙の掲載の場合は、1度掲載することで公告となりますが、電子公告を選択する場合は、約5年間、継続して公告する必要があります。不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置(法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示)の場合は約1年間です。



## 貸借対照表の公告に関する定款の変更について

- 貸借対照表の公告を、従前の公告方法と別の方法で行いたい場合は、**定款変更が必要** となります。(詳細は裏面をご確認ください。)
- 公告の方法の変更のみを行う場合は、本市の認証は不要ですが、**社員総会での議決** と本市への **定款変更届出書の提出** が必要です。
- 本市への提出書類は「定款変更届出書(様式第6号(第6条関係))【1部】」、「社員総会議事録の謄本(コピー)【1部】」、「変更後の定款【2部】」の3つが必要です。



〔問合せ〕 高槻市役所 市民生活環境部 コミュニティ推進室

TEL (072) 674-7462

市ホームページ : <https://www.city.takatsuki.osaka.jp>

## 【定款の変更例】

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

※↑上記の下線部の記載例については以下の公告方法別の記載例を参照ください。

公告方法	記載例
第1号 (官報)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第2号 (日刊新聞紙)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、大阪府において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第3号 (電子公告)	【記載例1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例2：内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。
	【記載例3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。 なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪府において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第4号 (主たる事務所の公衆の見やすい場所)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。